



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 57号 2010.5.10 発行 社会政策研究所

成年後見制度の市町村格差が改めて問題になっています。現在国会に提案されている法律案では、成年後見制度の申し立てや後見人の費用を市町村で負担することを義務的経費にし、国や府県が支援することが盛り込まれています。この財政支援とあわせて、実質的な後見業務を監視・監督し、弱い立場の人がいわゆる二重被害にあわないための方策を立てる必要があります。制度利用への抵抗感を引き下げ、円滑で適正な制度運用に関係者の叡智が求められています。【kobi】

身寄りない認知症高齢者、首長の後見申請急増

身寄りのない認知症高齢者に対し、成年後見制度に基づく後見人を市区町村長が立てる「首長申し立て」について、県庁所在地などの主要市と東京特別区を対象に、読売新聞社が行った全国調査で、2009年度の申立件数が1082件に上り、2年間で1.6倍に増えたことがわかった。

高齢者について、自治体ごとの利用状況が明らかになったのは初めて。生活保護受給者を対象にした申し立ても倍増しており、後見人への報酬助成など市区町村の財政負担も増している。

2000年4月に始まった成年後見制度は、判断能力が衰えた人のために、財産を管理したり、賃貸借などを代行したりする後見人を置く制度。首長申し立ては、家庭裁判所に申し立てる親族がいない場合に首長が行い、弁護士などが後見人となる。05年に、埼玉県富士見市で認知症高齢者に対する悪質リフォーム詐欺が発覚した後、政府が申し立ての要件を緩和するなど、身寄りがない認知症高齢者を法的に保護し、経済的な虐待から守る安全網として、利用促進が図られてきた。

調査は、県庁所在地、政令指定都市、中核市を含む71の主要市と東京23区を対象に先月上旬に実施、全自治体から回答を得た。

それによると、09年度の申立件数は1082件。07年度は679件、08年度は917件で、年間約200件のペースで増えていた。最も多かったのは大阪市で119件。これに、川崎市（57件）横浜市（56件）神戸市（24件）などが続いた。自治体の7割で件数が増え、制度に必要な事務手続きについて理解が進んでいることがわかった。一方で、4市区が、09年度に申し立てを行わなかった。1～2件の自治体も15市区で、合わせると全体の2割が十分に制度を活用していなかった。

◆ 認知症高齢者に対する首長申立件数の推移



また、生活保護受給者が対象となった件数は、07年度の82件が、09年度には183件と大幅に増えていた。トップは大阪市で26件、川崎市(14件)、京都市、埼玉県川越市(9件)などが多かった。支払い能力の乏しい低所得者や生活保護受給者に対しては、自治体が後見人報酬の不足分を助成しており、「長期にわたって必要になるので、限られた財源の中では難しい」(千葉市)など、問題点を指摘する声も目立った。

成年後見制度 = 介護保険制度の施行に伴い、介護サービスを利用する認知症高齢者の支援を目的にスタート。後見人は、本人に代わり、不動産や預貯金などの財産を管理するほか、悪質商法などによる、不利益な契約を解除できる。一般には、子や配偶者などの親族が申立人となる。知的障害、精神障害を含めた08年の申立件数は2万6459件で前年比7%増。(2010年5月2日読売新聞)

成年後見人の着服急増、財産管理の意識薄く

認知症の高齢者や障害者などの成年後見人に選任された親族による業務上横領事件が後を絶たない。

成年後見制度が始まって4月で10年。後見人となる親族への研修もほとんどなく、専門家は「成年後見人に本人のための財産管理という認識が薄い。意図せず犯罪者を生み出す環境になっている」と指摘している。

読売新聞のまとめでは、親族による業務上横領事件の摘発は2000~05年度は年間0~2件で推移していたが、06~09年度は計25件と急増。今年度は8件が摘発されている。

今年2月には、秋田、奈良、和歌山県で、成年後見人を務める親族らが相次ぎ同容疑で逮捕された。新潟県では、認知症の母親に支払われた交通事故の損害保険金2850万円を引き出し、旅行費用や車購入などに使ったとして業務上横領罪に問われた息子に、懲役2年4月の実刑判決が言い渡された。

最高裁によると、不祥事や職務怠慢などを理由に解任された成年後見人(保佐人などを含む)は、00年の37件から増加傾向にあり、08年は257件に上った。財産を着服して解任されても弁済すれば事件化されないことがあるほか、少額の場合は発覚しにくく、事件は「氷山の一角」という指摘もある。こうした問題は、2月26日に東京都内で開かれた成年後見制度に関する公開討論会でも取り上げられた。制度に詳しい弁護士らが「後見人になれば財産が自由になると誤解している人がいて、事件はさらに増える可能性がある」などと指摘した。

ただ、日本成年後見法学会理事長の新井誠・筑波大教授によると、海外では後見人が講習を受ける機会があるが、日本では選任の通知とともに制度に関するパンフレットを送るだけ。後見人を監督する家庭裁判所の人員も不十分という。

新井教授は「何のノウハウも持たず成年後見人になるのは無理がある。裁判所や厚生労働省、自治体などが連携してサポートすべきだ。家裁の役割を一部弁護士や司法書士が担えるようにするなど制度の見直しも必要」と話している。(2010年3月17日読売新聞)

